

戦間期日本資本主義の金融構造：
戦間期日本資本主義の研究(4)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 村上, 和光 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/20216

戦間期日本資本主義の金融構造

——戦間期日本資本主義の研究 (4)——

村上 和 光

The Financial Structure of the Japanese Capitalism between World Wars I and II

——A Study on the Japanese Capitalism between World Wars I and II (4)——

Kazumitsu MURAKAMI

はじめに

周知のように、日本資本主義は1930年代を中軸とする両大戦間期において1つの決定的な転換期をむかえる。いうまでもなく、日本資本主義の、現代資本主義＝国独資への移行に他ならず、このような現代的再編は資本蓄積—国家政策—労資関係というトータルな体系において進行していくが、その場合、その再編過程において「資本蓄積」と「労資関係」とを媒介するチャンネルこそ、1つは——前稿¹⁾で検討した——「財政」であり、もう1つは「金融」に他ならない。いいかえれば、資本蓄積面での現代的変容を、一面で前提しつつ促進・補完するとともに、他面でそれを国家政策に集約して労資関係の新しい変貌にまで連結するルートこそ、この財政・金融だといってよいのである。そこで本稿では、前稿における「財政構造」の現代的変質の検討をうけて、戦間期日本資本主義の「金融構造」を分析対象にし、それを通して、金融構造の戦間期における展開と変容をあきらかにする中から、この金融構造の特質・変質が日本

資本主義の現代的転換に対してどのような役割を担ったかを解明していきたい。

I 第1次大戦と在外正貨の累積

[1] 最初に第1次大戦²⁾をめぐる金融構造の展開からみていこう。さて、よく知られているように、この第1次大戦によって日本資本主義は輸出増大—国際収支の好転³⁾を実現するが、そのインパクトは「在外正貨」の累積という形でまずあらわれた。つまり、この大戦の中で交戦諸国であるイギリス・ドイツなどはもちろん17年にアメリカも金本位制の停止＝金輸出停止を打ちだすにおよんで、日本はその貿易受取超過分を金で回収することができなくなり、それを外国において、在外正貨もしくは在外資金としてとどめておく他ないという状況に直面したわけである。

いま、その「在外正貨の累積」傾向を数字でみておくと(表1)、大戦前の12—14年には2億円水準だったのに対して15年＝3.8億円に増加したあと、18年(1.3億円)を例外として、16年＝

表1 各年末正貨在高 (単位：百万円)

年次	政府所有			日本銀行所有			合計	内 訳		
	小額紙幣準備	その他	小計	正貨準備	正貨準備外	小計		海外正貨	内地正貨	地貨
1912	—	82	82	247	21	268	350	214	136	
1913	—	90	90	224	61	285	376	246	130	
1914	—	49	49	218	73	291	341	212	128	
1915	—	153	153	248	114	362	516	379	136	
1916	—	261	261	410	42	452	714	486	227	
1917	9	376	386	649	69	718	1,104	643	461	
1918	77	777	854	712	20	733	1,587	135	1,452	
1919	126	924	1,050	951	42	994	2,045	1,343	702	
1920	178	708	886	1,246	44	1,291	2,178	1,062	1,116	
1921	161	629	790	1,245	43	1,289	2,080	855	1,225	
1922	150	516	666	1,063	99	1,163	1,830	615	1,214	
1923	68	457	525	1,057	69	1,127	1,652	444	1,208	
1924	25	398	424	1,059	17	1,076	1,501	325	1,175	
1925	17	325	342	1,056	13	1,070	1,412	257	1,155	

百万円未満切捨て。

〔『財政金融統計月報』第5号、79ページ。〕

4.9億円→17年=6.4億円→19年=13.4億円と急激な膨張に転じており、19年には14年の6倍以上に増大している(正貨増大分の約70%)。そのうえでこの「在外正貨」の保有主体の内訳をみておこう。さて、このような在外正貨は——のちに貿易金融との関係で立入って問題とするが——政府ないし日銀によって買取られていくが、それを通じた保有状況を確認すると、例えば14年には在外正貨総額2.1億円のうち日銀所有が9千万円、政府所有が1.2億円(51%)となっているが、その後16年には日銀=1.8億円、政府=3.1億円(63%)、また19年には日銀=2.5億

円、政府=10.9億円(81%)となっていく。その点で、在外正貨は主に政府によって買いとられたのであり、しかもその比率は年度とともに急拡大しているのであって、この政府保有在外正貨が貿易金融その他の為替操作を通してこの時期の金融政策にとって大きな意味をもったのはのちにみる通りである。

以上のような、輸出増大→国際収支黒字化→受取超過→在外正貨増大というトレンドを基本的枠組として、この大戦期に日銀信用がどのように展開したかをつぎに大づかみに確認しておこう。さていまみたような在外正貨の増加の一部は日銀に買いとられて日銀正貨準備の増大につながった(14—18年に3.2倍)が、それは日銀信用の拡大を支えたといつてよい。すなわち、14年段階では「内国金融」41百万円(構成比21%)「対外金融」80百万円(40%)「政府金融」78百万円(39%)だったのが、その後「政府」の急減「内国」の減少と「対外」の急膨張が確認でき、外為貸付・銀行引受手形などの「対外」は16年=175百万円(58%)→17年=240百万円(65%)→18年=489百万円(22%)と著しい伸びを示していく(表2)。

したがってそうであれば、この大戦期での日銀信用の増大は、主に貿易輸出金融に関連した「外為貸付金」の増加にもとづいてみるとみてよいが、以上のような日銀正貨準備の増大がさ

表2 発行準備別日銀兌換券発行高および日銀信用の供給

	兌換券発行高	正貨準備		保 証 備	日 銀 信 用 の 供 給				
		内地正貨準備	在外正貨準備		内国金融	対外金融	政府金融	計	
1910	402(100)	222(55)	135	87	179(45)	39(17)	48(21)	139(61)	226(100)
13	426(100)	224(55)	130	94	202(47)	77(33)	77(33)	80(34)	234(100)
14	386(100)	218(56)	128	90	167(44)	41(21)	80(40)	78(39)	198(100)
15	430(100)	248(58)	137	111	182(42)	30(18)	63(38)	74(44)	167(100)
16	601(100)	411(68)	227	184	191(32)	68(23)	175(58)	59(19)	302(100)
17	831(100)	650(78)	461	188	182(22)	72(19)	240(65)	58(16)	370(100)
18	1,145(100)	713(62)	453	260	432(38)	132(20)	489(72)	54(8)	675(100)
19	1,555(100)	952(61)	702	249	603(39)	342(39)	426(49)	99(11)	866(100)
20	1,439(100)	1,247(87)	1,113	133	193(13)	149(30)	132(27)	214(43)	495(100)
21	1,547(100)	1,246(81)	1,139	106	301(19)	296(48)	111(18)	213(34)	620(100)
22	1,558(100)	1,064(68)	1,064	0	495(32)	341(36)	248(27)	348(33)	937(100)

『日本銀行沿革史』第2輯第4巻付録表、「日本銀行半季報告」(『日本金融史資料明治大正編』第2版、『金融事項参考書』各年版より作成。

らに次にマネー・サプライの増加につながっていくのは当然であり、日銀券発行高⁴⁾は、14年に385百万円だったものが15年=430百万円→16年=601百万円と著しい増加を示したのち18年には1,144百万円となって14年の3倍をこえるに至っている（「M₁」14年=1,771百万円→18年=5,296百万円）。いずれにしても日銀券・日銀信用の膨張がこの時期の信用拡大全体のいわば基軸および始発点たる役割をはたしていたことが否定できないであろう。

[2] 以上のような大戦期の金融動向の中で、金融政策の焦点をなしたのは、在外正貨累積に起因する輸出金融の困難化とその打開のために打ちだされた諸政策であった。すなわち、通常、日本の為替銀行は輸出代金の輸出業者への立替前払いを為銀・正金銀行による輸出手形の買いとりという形でおこなって輸出金融を展開するが、一方で輸出額=立替え払い円資金が巨額になりながらも、他方、その立替え払いの債権回収分をなす在外正貨の現送が不可能になれば、まず為銀・正金における円資金の逼迫という金融困難が発生してこざるをえない。しかも、このように輸出金融の逼迫にともなってそのまま輸出金融を制限するとすれば、それは輸出全体の停滞に結びつくから、政府としてはその打開策の着手をせまられていくことになった。

さて、この輸出金融困難化打開の第1手段は、日銀による為銀への「外国為替貸付」の拡大に他ならない。例えば14-15年にはむしろ減少傾向にあったのが、16年=3.9億円から増加に転じ、17年=6.1億円→18年=12.1億円（日銀一般貸付の2倍）となり、実に15年の26倍に膨張している（表3）。その点で、この「外国為替貸付」が輸出金融円滑化の大きな部分を占めたことがわかるが、そこには次のような難点があったため、これだけで問題を解決することはできなかった。つまり、①インフレ懸念による日銀券増発続行の限界、②為銀における金利差損の発生（「外国為替貸付」利率=7~8%、外国での在外正貨運用利回り3~4%）、③在外資金の価

値低落の危険、などに他ならず、いずれにしてもこの「外為貸付」によるだけでは輸出金融困難の打開は不十分にとどまるしかなかったといつてよい。

表3 日銀外国為替貸付金(千円)

		日本銀行外国為替貸付金		正金銀行買 為替手形 (期末残高)	日銀の一般 貸出
		総貸付金	期末残高		
1914	上	136,459	33,920	139,651	78,799
	下	107,867	46,682	135,247	87,385
15	上	78,133	6,239	116,917	19,567
	下	46,391	20,789	144,736	58,488
16	上	93,703	24,280	167,849	41,586
	下	365,771	120,543	255,733	188,582
17	上	389,375	120,309	272,884	177,105
	下	608,073	199,119	411,774	272,195
18	上	675,727	232,271	403,100	309,492
	下	1,186,192	444,225	556,425	576,656
19	上	1,208,988	374,051	388,161	526,368
	下	1,376,230	358,113	583,111	716,067
20	上	1,190,343	294,837	622,349	660,107
	下	794,499	76,680	357,654	235,286

「金融60年史」, 520—521頁および「金融事項参考書」による。）

そこでこの限界克服のためにとられた第2の手段は日銀による在外資金の買とりという方法であった。すなわち、在外資金という形で保有する為銀の債権を、日銀が輸出手形の再割引=買取りという方式を通して所有することにし、その結果、その代金を為銀は円資金で得たから、こうして為銀は輸出金融のための円資金を調達したとともに、日銀からの「外為貸付」の返済にもあてたわけである。このような方式で、「外為貸付」の膨張による問題点は——少なくとも金利差損の点は——一応解決されたものの、外貨低落の危険性と、日銀券の増発=インフレ懸念も依然として否定できなかったから、日銀による在外正貨の買とり=輸出手形の再割引という方法にも小さくない限界がなお残った。

このような事情から、第3の手段として採用されたのが政府自身による在外正貨の買あげという方策であった。つまり、日銀による在外正貨の買上げが通貨量増加との関係でいぜんとして限界がある以上、最終的には政府による在外資金の買入れという方式をとらざるをえなくなったのであり、政府は、例えば大蔵省資金運用部資金や一般会計剰余金の他、内債発行など

の資金によって在外正貨の為銀からの買入れを実行したのである。この点については、先にもふれたが、14年には在外正貨総額のうち政府所有が57%にとどまっていたのに対して、その後16年=63%→19年=81%とそのウェイトを急増させているのであり、結局、大戦後半期には在外正貨の大部分は政府によって吸収されたといつてよく、まさにそれを通して、外為銀行在外債権の円資金転換=貿易輸出金融の円滑化が促進されたと考えてよいであろう⁵⁾。

それでは、最終的には政府による在外正貨の買とりという形に帰結したこのような金融政策は、体系的にみた場合、どのような意義をもっていたといえるであろうか。さて、このような政府による在外資金の買入れは、それが租税・公債あるいは大蔵省預金部資金によっておこなわれる以上、日銀による買入れ方式とちがって一種の「金不胎化」=デフレ機能を展開したという意味をもとう。というのは、日銀による正貨買入れの場合には、その買入れによる正貨準備の増加にともなって通貨増発が生じるのに対して、政府による買あげに際しては、市中資金の、政府から為銀への転換が生じるにとどまる以上、日銀による通貨増発とはその意味を異にしているからであって、結局、外国から流入した正貨は通貨増発に連続せずいわば「不胎化」されたとみてよい。その点からすると、現実の問題としては——すでにみた通り——このような対策にもかかわらず通貨の膨張と物価上昇（卸売物価、1868年=100、14年305、18年=982）

がかなり急激にみられたものの、この大戦期の金融政策の方向性としては、通貨の急激な膨張とそれによる景気の急変動を抑制しようとした、いわゆる現代的な「フィスカル・ポリシー」の、日本におけるその端初的展開だったと意義づけてよいように思われる。

[3] つぎに、以上みたこの大戦期の金融政策がこの時期の金融構造にどのように作用したかに目を転じよう。まず第1に、金融構造の第1側面をなす資金調達動向をみていくと、なによりも「預金」の急増が著しい。つまり、資金調達のうち「払込資本金」と「積立金」が14—19年の間にそれぞれ1.8倍増と1.3倍増なのに対して、「預金」は14年=1,519百万円→19年5,744百万円へと3.8倍に膨張している（表4）のであるから、その拡大は明白である。したがって、この大戦期における銀行資金調達の伸びは、主には「預金」という外部資金によっていたことがあきらかであり、例えば19年にはこの預金は調達資金のほぼ87%を占めるに至っている。そしてこの点は、直接的には、先にみた日銀信用—日銀券増加に起因していることはいままでもないが、まさにこのような預金増大基調の中で、15—16年にかけて「預金」の「貸出」超過も実現しているのである（15年→預金=1,699百万円、貸出=1,728百万円、16年→預金=2,256百万円、貸出=2,232百万円、表4参照）。いずれにしても、大戦による経済拡大→日銀信用膨張という枠組の中で銀行資金力はかなり大きく伸びたことがみてとれる。

そこでこの預金急増の基調をふまえてその内訳を銀行規模別にさぐっていくと、いわゆるシンジケート19行、特にその中でも三井・三菱・住友・安田・第一の5大銀行の増加率の大きさが目を引く。つまり、14—19年間の全銀行の預金増加が3.9倍なのに対して、シンジケート銀行のそれは4.6倍（5大銀行4.9倍）にのぼっていてシンジケート銀行の預金増加が平均を一層上回るスピードで進行していることがまず確認できるし、さらに、これらシンジケート銀行と5

表4 普通銀行営業状況（千円）

	銀行数	公称資本金	払込資本金	積立金	預金	貸出
1910	1,618	437,428	315,313	101,333	1,185,697	1,249,953
11	1,613	449,895	327,162	111,323	1,256,247	1,393,505
12	1,621	510,284	369,415	111,831	1,357,271	1,522,951
13	1,614	567,545	391,761	122,314	1,443,511	1,670,868
14	1,593	575,374	401,200	132,288	1,519,760	1,726,850
15	1,440	512,638	357,184	127,338	1,699,566	1,728,728
16	1,424	523,932	373,776	134,354	2,256,831	2,232,881
17	1,395	657,775	436,166	141,778	3,233,914	2,978,878
18	1,372	768,872	511,521	161,133	4,639,315	4,146,940
19	1,340	1,057,837	707,583	171,778	5,744,097	5,666,461
20	1,322	1,576,118	948,307	263,786	5,826,526	5,902,963

（「金融事項参考書」による。）

大銀行の預金シェアをみても、その資金力の大きさは一目瞭然である。例えば、預金全体におけるシンジケート銀行のシェアは14年＝37%→19年＝43%と大きく拡大している他、5大銀行だけをとりても、14年＝11%から19年＝19%へと著しい伸びを示している(表5)。こうして、大戦期における全体的な預金膨張基調の中で、シンジケート銀行・5大銀行の預金増大が特に大きいことが明確なのであるが、まさにこのような傾向こそにみる銀行独占の確立をもたらす要因に他ならないことはいうまでもないであろう。

ついで第2に、金融構造の第2側面を構成する資金運用動向をみてみよう。まず貸出の全体的推移では、14年＝1,726百万円はその後順調に増大して19年＝5,666百万円となって、預金の増大に歩調をあわせて一直線に拡大しており(表4)、大戦を条件とした資本蓄積の急成長＝資金需要に対応していることが明白である。しかし、そのうえで、預金とのバランスをみると、預金のこの間の増加が3.8倍だったのに対してこの貸出の増加は3.2倍にとどまっていた、預金の急激な伸びを若干下回っており、これが先にもみたように15—16年にかけて預金超過に転じた背景にもなっている。

しかし、この貸出状況は銀行のランク別内訳に立入ってみるともう少し複雑な内容をもっている。つまり、全銀行の貸出伸び率が14—19年で3.2倍であったのに対して、シンジケート銀行および5大銀行のそれはそれぞれ4.0倍および3.9倍に達しているのであって、シンジケート銀

行や5大銀行の貸出拡大規模がヨリ一層大きかったことがわかって(表5)。こうして、先の預金と同様に貸出増加においても、シンジケート銀行・5大銀行とそれ以外との間のいわゆる「二重構造」化(シンジケート銀行の貸出シェア、14年＝33%→19年＝38%)が明確にみてとれるのであり、ここからも銀行独占化確立へ向う背景が確認できよう。

そのうえで最後にこの大戦期の銀行組織の動向をみておくと、以上のような預金・貸出両者の急拡大の中で、銀行数は——銀行資力の膨張にもかかわらず——緩慢ではあれ減少を続けた。すなわち、14年＝1,593行→19年＝1,340行と16%減を示している(表4)から、他方の資力増大を考慮すれば1行あたりの預金・貸出はそれだけ増大していることとなり、その点で銀行規模の増大がもちろんうかがえよう。もっとも、この時期の銀行規模の拡大は20年代のような銀行合同によるものではなく自己資本と預金に立脚するものにとどまっているとはしても、次の20年代に本格化する銀行独占の確立へ向うための前提基盤をつくっていったという点は決して軽視されてはならないのである。

その場合、本格的な銀行独占体制⁶⁾のための基礎として重要なのは、1つは資金調達面では18年11月に東京・大阪・名古屋で成立(19年末関西以西へ拡大)した、「寡占的な金利規制＝競争制限の体制」の形成を意味する「預金金利協定」であり、もう1つは資金運用面での、10年に国債引受シンジケート結成として始まりその後他の債券へと拡大をみた「シンジケート体制」

表5 規模別全国銀行諸指標

	1914				1919			
	(1) 払込資本金	(2) 預金	(3) 貸出	(4) 有価証券	(5) 払込資本金	(6) 預金	(7) 貸出	(7) 有価証券
シンジケート銀行	117.8(25)	704.0(37)	665.1(33)	151.4(42)	301.5(32)	3,215.7(43)	2,661.1(38)	532.7(45)
普通五大銀行	51.9	341.8	320.9	69.3	156.5	1,437.0	1,265.5	205.3
貯蓄その他銀行	65.9	362.2	344.2	82.1	145.0	1,778.7	1,395.6	327.4
中位銀行	80.7(17)	431.6(23)	454.5(23)	86.2(24)	179.0(19)	1,574.6(21)	1,615.6(23)	289.2(24)
下位銀行	280.9(59)	760.2(40)	890.1(44)	124.9(34)	457.8(49)	2,731.3(36)	2,689.2(39)	364.7(31)
合計	479.4(100)	1,895.8(100)	2,009.7(100)	362.5(100)	938.3(100)	7,521.6(100)	6,965.9(100)	1,186.6(100)

『銀行通信録』所載の「全国銀行営業報告要領」、『金融事項参考書』、各銀行行史、『銀行局年報』等より作成。

の形成であろう。要するに、すでにみた、預金および貸出における大銀行支配の進展を実体的条件とした、このような「預金金利協定」と「シンジケート体制」の形成によって、この大戦期に、金融における独占体制確立の前提条件が設定されたとみてよいのである。

さて大戦期の金融構造をこのようにみてよいとすれば、大戦期金融構造の特質は以下のように整理できよう。

つまり、まず第1に、国際的な金本位制の中断にともなう金現送の困難によって累積した在外正貨の一部は日銀に買いとられて発券準備にまわされたから、日銀信用・発券量が膨張し、それが大戦を契機とする日本資本主義の蓄積拡大を、特に輸出金融を中心として大きくサポートすることになった。その点で、在外正貨累積を基盤とした日銀信用の拡大が経済成長—重化学工業化を促進する作用をはたしたわけである。しかし、つぎに第2に、この在外正貨の他の部分は政府に買いあげられて、日銀信用の発券準備には繰りこまれないという手続きがとられたため、その点では一種の「金不胎化」政策がとられたことにもなる。それによって、本来ならばヨリ一層膨張する傾向にあった日銀券増加の方向に一定の歯止めがかけられることになったのであり、その意味では、のちに30年代に本格化するフィスカル・ポリシーの、いわば端初的なデフレ型あらわれがみてとれるといえよう。そのうえで、第3に、このような在外正貨増大→信用膨張の中で、預金・貸出の増加とともに大銀行への集中化傾向も動きだすことにも注意を要する。例えばシンジケート銀行体制や預金金利協定の成立が現実化する中から、20・30年代における銀行合同運動のその出発点が画されていくのである。

こうしてみると、この大戦期には、在外正貨累積を軸点として、日銀信用の膨張—フィスカル・ポリシーの端初—銀行独占形成の契機、という3点において、30年代に確立する「現代的金融構造」展開のいわばスターティング・ポイント

がつくられたと総括できよう。

II 20年代不況と金融構造の変質

[1] さて、大戦景気を経て20年代⁷⁾に入ると日本資本主義は慢性的不況に転ずるが、大戦終了はさしあたりまず貿易の輸入超過=国際収支の悪化への転換⁸⁾という形で表面化し、その中で、大戦期に獲得した金・外貨は、国際収支支払決済によってほぼ失なわれていくことになる。つまり、20年代で政府・日銀あわせて約21億円の在外正貨を保有していたが20年からその売却がはじまり、20年=108百万円、22年=166百万円、23年=289百万円、24年=276百万円と売却が続けられた結果、20—29年の間に計10億円の処分がなされた。そしてこの間、在外正貨の減少は10.9億円(20年=281百万円、22年=240百万円、23年=170百万円、24年=119百万円)になっているから、ほぼこの減少額の全体が売却という形で処理されたことがわかる(表6)。

ついで、この国際収支の悪化=在外正貨の減少が20年代の日銀信用にどう影響したかに目を

表6 政府・日銀正貨売却高

	正貨売却高		円換算額 百万円	年間在外正貨 減少高 百万円
	千ドル	千ドル		
1920	53,000	37,000	108	281
21	24,500	22,500	51	207
22	79,200	51,500	166	240
23	132,950 (1,700)	87,500 (1,000)	289	170
24	45,000 (19,202)	33,050 (14,922)	276	119
25	3,289 (119)	3,289 (119)	10	68
26	0	0	0	28
27	27,548	6,123	58	44
28	(3,092)	0	32	72
29	5,000	5,000	11	△141
合計	370,987 (24,113)	245,962 (16,041)	1,001	1,088

出典：大蔵省理財局『第五十七議会国庫金参考書』より作成。

注：円換算額は、各年度売渡為替相場より算出。正貨売却高のカッコ内はボンド(単位は千ボンド)。

向けよう。まず20年代における日銀券発行高の推移をみると、19年=1,555百万円→20年=1,439百万円→28年=1,739百万円となるから、たしかに、大戦期に比較すると停滞傾向には転じたものの、この時期の日本資本主義の外枠=国際収支水準から判断するといぜんとして発券量は過大であったといつてよい。その点で、通貨収縮の機構が景気に対応して直接的に作用するというシステムは確認できないというべきなのであるが、いずれにしても、この20年代に、不況一国際収支悪化に対応した通貨量の縮小が積極的にはおこなわれずに高い水準で固定された結果、物価の国際的割高の持続→輸出停滞が帰結したことも否定しえないところであろう。

ではこのような一般的金融環境の中で日銀信用はどのように展開したのだろうか。まず日銀信用の全体的動向をみておくと、先にみた国際収支の悪化一在外正貨の急減にもかかわらず、日銀信用はむしろ高水準での固定的持続化がすすんでおり、その総計は20年=494百万円→23年=1,246百万円→29年960百万円となっている(表7)。その場合、例えば14—19年の年平均が430百万円であったことに比較すれば、この20年代には日銀信用は大戦期の2—3倍もの伸びを示しているわけである。

そこで、この膨張の要因をしるために、20年代日銀信用の内訳(表7)に立入ると、まず第1に最も大きいのは「内国金融」である。この中には、普通貸出の他、のちに詳しくみる「震災手形」などの特融関係が入るが、20年=148百万円→23年=639百万円→27年=815百万円→29年=649百万円と激増をとげ、例えば27年には日銀信用全体の69%を構成している。したがって、この「内国金融」(しかもそのほとんど全部が手形割引)がこの20年代の日銀信用増大の主要部分をなしたことは確実であるし、そのうえ、——詳細はのちに立入るが——そのうち「特融比率」が23年=60.2%→27年=82.3%→29年=88.8%と激増していることをも考えあわせると、結局、この時期の日銀信用の膨張をつき動かしたものはまさに各種の「救済融資」であったことは明白といえよう。ついで第2に大きな地位を占めたのが、大蔵省証券・臨時国庫証券などを中心とした「政府金融」であって、20年代全般を通してほぼ2億円台をキープしている。その場合、この政府金融のうち90%以上は各種公債であったから、公債引受→政府資金供給→政府救済融資展開、というルートを通して、ここでも日銀信用は間接的に救済融資を支えていたとみることが出来る。この2つに対して、貿易金融を軸とした「対外金融」は、大戦終了→輸出停滞により、大戦中の輸出金融の困難化が自然消滅したこともあって、24年(=351百万円、外為貸付金=351百万円)をピークに以後低下を続け29年には67百万円(30百万円)におちこむに至っている。

こうして、この20年代に日銀信用パターンは大戦期から構造的転換をとげたことが確認できる。すなわち、14—19年期には貿易金融中軸の日銀信用パターン(「対外金融」構成比=57.2%)をつくりあげたのに対して、20年代には1つの転形をとげて、「内国金融」主導、「政府金融」補完という日銀信用パターン(「内国金融」構成比=68.9%)の形成をみた整理できよう。そこでつぎに、このような日銀信用パターンに枠

表7 日銀信用の膨張 (百万円)

	内国金融		対外金融		政府金融		合計
	割引手形		外為貸付金		公債		
1914-19	114	110	246	198	70	47	430
平均	(26.5)		(57.2)		(16.3)		(100.0)
1920	148	145	132	76	214	192	494
21	296	294	110	76	213	191	619
22	341	339	248	206	347	311	937
23	639	625	319	211	286	244	1,246
24	523	510	351	200	286	240	1,161
25	463	454	283	233	295	273	1,043
26	517	517	106	69	296	274	921
27	815	815	127	77	240	228	1,183
28	761	761	124	87	242	220	1,128
29	649	649	67	30	243	221	960
30	688	688	99	65	200	175	988
31	881	880	111	81	284	259	1,278
1935-35	678	678	187	158	721	655	1,586
平均	(42.7)		(11.8)		(45.5)		(100.0)

出典：「日本銀行半季報告」(日本銀行調査局編「日本金融史資料・明治大正編」第9巻、同「昭和編」第5巻)、大蔵省「銀行局年報」各年版より作成。

づけられた金融政策の展開をやや具体的に考察していくことにしよう。

[2] この20年代の金融政策の中心課題はすでにみたようになによりも救済融資にあったが、それを支え補完した前提条件としてまず在外正貨の払下げという操作が存在した。

そこでいま、この正貨売却の基本背景をなした為替動揺不安（表8）との関係で正貨売却のプロセスを整理するとそれは次のような5段階のプロセス⁹⁾をふんで進行していく。つまり、①22年9月の市来蔵相の在外正貨払下声明——48.5—49ドル水準の保持と一種の為替平衡操作のスタート、②関東大震災（23年）にともなう急激な正貨払下げ——災害に対処した無制限な正貨払下げと払下慎重化への転化（12月）＝事実上の為替相場放任への接近、③清浦内閣（勝田蔵相）の正貨払下方針（24年1月）——輸入円滑化と為替相場安定化のための正貨払下げ再開と払下引締め＝47ドル半維持政策の最終的放棄（3月）、④浜口蔵相による正貨現送という形での払下げ実施（24年11月～26年）——25年9月からの正貨現送および払下げの実施（25—26年間の現送高＝約9,000万円）と円に対する思惑買いの増加＝円相場の急上昇、⑤金融恐慌による為替相場低落と正貨払下げの不可能化——正貨現送の中止による相場の再下落と正貨払下げによる相場回復・安定操作の最終的不可能化、という経過に他ならない。

こうしてこの20年代には、金本位制停止の大枠の下で、外債発行¹⁰⁾に補完されながら正貨売

却を実行しつつ為替政策が展開されていったが、このような金融政策はトータルに言えば一種のインフレ型フィスカル・ポリシーという機能をはたした¹¹⁾。というのも、大戦期の、政府による在外正貨の買いあげ＝「金不胎化」政策におけるデフレ効果とは逆に、国際収支の悪化を在外正貨の払下げによってカバーしつつ、それによって政府が得た円資金を——つぎにみるような——各種救済政策に撒布したのであるから、国際収支悪化によって本来ならば収縮すべき国内通貨量をむしろ平衡化させたといつてよい、からである。まさにその意味で、さきに見た20年代の通貨量の高水準での固定化を支えた要因がこの在外正貨の払下げにあったとみてよいであろう。

ではつぎにこのような条件の中ですすめられた日銀の救済政策に目を転じていこう。さて、(1)その第1の契機はまず20年反動恐慌に対する特別融資である。つまり、政府は、20年恐慌による金融市場の困難化に際し日銀に命じて市場救済のための資金を放出させ、この20年中に、全体として35行に対して105百万円の特融を実行した。こうして、この20年恐慌に際した日銀特融が、20年代救済融資の出発点をなしたのである。つぎに(2)第2は、22年の全国的な銀行取付＝「銀行動揺」に際した救済措置であって、それによって結局、日銀＝220百万円、預金部＝30百万円、合計250百万円の特融がおこなわれていく。しかもその場合、注意すべきは、日銀が勧銀および興銀に対して一般銀行の固定貸を一時肩代わりさせる方策を採用したことであって、この中で、特殊銀行をもその一環として組みこみながら全体的な救済金融政策が展開されたとみてよい。

ついで(3)第3は、いうまでもなく23年震災にともなう大規模な救済政策に他ならない。すなわち、政府は9月7日に「支払猶予令」を発して1ヶ月のモラトリアムを施行したのに続いて、このモラトリアムに代わる措置として、9月27日には「震災手形割引損失補償令」を出し、

表8 対米為替相場表（ドル）

	最高	最低	変動範囲
1920	50 5/8	47 3/4	2 7/8
21	48 1/4	47 7/8	0 3/8
22	48 1/2	47 1/2	1
23	49	48 1/2	0 1/2
24	48 1/4	38 1/2	9 3/4
25	43 1/2	38 1/2	5
26	48 3/4	43 3/4	5
27	49	45 5/8	3 3/8

（対米平価49ドル7/8、金輸入点50ドル3/8、金輸出点49ドル3/8、銀行問題研究会「金輸出禁止史」24—25頁。）

日銀が震災関係手形の再割引によってこうむった損失のうち1億円までは政府が日銀に補償することを決めた(融資総額=430百万円, 被割引銀行数=105行)。もっとも、これらの震災手形のうちには、20年恐慌以来の不良貸付による損害の便乗処理も少なくなかったとされ、そこから、例えば台銀と鈴木商店との関係も生じてつぎの金融恐慌の引き金にもなっていくわけである。そこで(4)第4は、27年金融恐慌にともなう救済融資であるが、いまみたように、この金融恐慌の導火線となったのは震手の整理であった。つまり、政府はこの震手を公債によって振りかえて、震手を保有する不良銀行(台銀など)を救済・整理しようところみだが、例の「失言問題」を契機として金融界に大混乱が発生して、台銀をはじめとして休業が広がった。その中で3週間のモラトリアムが実施されたが、政府はさらに5月にいわゆる「損失補償法」および「台湾特融法」を施行して、5億円を限度として日銀の損失を補償しつつ銀行救済活動をサポートするとともに、日銀に2億円を限度として台銀の救済にあたらせるという手をうったのである。

表9 日銀一般貸出残高 (千円)

	普通貸出	特 別 融 通					一般貸出 小 計	特融 比率
		一般特別 融 通	生糸荷為 登再割引	震災手形 再 割 引	補償法及 台湾特融法			
1923	255,328	192,305	447	133,529	-	386,281	641,609	60.2
24	206,035	173,058	-	144,840	-	317,898	523,933	60.7
25	171,707	144,235	-	148,091	-	292,326	464,033	63.0
26	187,573	171,339	-	159,035	-	330,374	517,947	63.8
27	144,210	268,144	-	36,550	366,433	671,127	815,338	82.3
28	41,566	70,110	-	5,443	644,053	719,606	761,172	94.5
29	7,883	43,592	-	-	598,179	641,771	649,654	98.8
30	47,768	55,276	-	-	585,434	640,710	688,478	93.0
31	146,849	160,205	-	-	575,742	735,947	882,796	83.4

出典：大蔵省「議会参考書」より作成。

以上、20年代における日銀特融の展開をフォローしてきたが、それを数量的に整理してみよう(表9)。まず日銀貸出残高中の救済融資のウェイトをみると、普通貸出が23年=255百万円をピークに著減(29年=7百万円)しているのに対して、特融は23年=386百万円→25年=292百万円→28年=719百万円を急膨張をとげる。

その結果、一般貸出に占める特融の比率=特融比率は、23年=60.2%→25年=63.0%→27年=82.3%→29年=98.8%と急上昇をとげ、金融恐慌以後には100%に接近するに至っている。この20年代後半以降日銀信用がいかに救済融資に傾斜していたかが一目瞭然だが、そのうえで、特融の内訳に立入ると、まず23-26年には震災手形再割引(特融全体の48%)が、また27年以降はいうまでもなく金融恐慌に関連した「補償法および台湾特融法」融資(90%)がそれぞれ大宗をなすといつてよく、いずれにしても、20年代の救済融資は震災手形と金融恐慌対策とを焦点として展開したことが確認できよう¹²⁾。

こうして、20年代にはこの救済融資を通して日銀信用は大きく膨張していったが、この動向は日銀に対して次の3点で重要なインパクトを与えたといつてよい。つまり、①これら数度のしかも巨額の救済融資が日銀の資産状況に当然悪影響を与えたこと、②日銀貸出に占める特融比率の高まりと固定化により、日銀による金利政策を通じた通貨調節機能=日銀の金融市場への統制力が弱体化したこと、③このような特融が特殊銀行および政府資金をも組みこんでいわば一体的に展開されたこと、に他ならないが、要するに、30年代に本格化する現代的なフィスカル・ポリシーの体制的機構の形成が確認できるわけである。

[3] 以上のような金融政策を大枠としてつぎに銀行資本=金融構造はどのような展開をみせたであろうか。まず第1に、預金動向を大づかみにみると、19年から再び(20年を例外として)貸出を下回るに至る。つまり、預金は18年=8,225百万円(対前年比43.3%増)となって貸出を超えていたのが、19年=9,917百万円(20.6%増)は貸出の9,952百万円(33.4%増)を下まわり、以下23年=10,616百万円(3.1%増)→27年=11,911百万円(50%増)→29年=12,523百万円(2.9%増)と微増ないし停滞にとどまる(表10)。こうして、まずこの預金動向の中に20年代慢性不況の一端がみてとれよう。

表10 日銀信用の膨脹と全国銀行預貸金 (百万円)

	日本銀行			全国銀行	
	日銀券発行高	日銀資金運用	貸出金	預金	貸出
1914	385	198	142	2,328	2,826
15	430 (11.7)	166(-16.2)	122	2,811 (20.7)	2,996 (6.0)
16	601 (39.8)	302 (81.9)	265	3,833 (36.4)	3,840 (28.2)
17	831 (38.3)	370 (22.5)	335	5,739 (49.7)	5,132 (33.6)
18	1,144 (37.7)	675 (82.4)	643	8,225 (43.3)	7,463 (45.4)
19	1,555 (35.9)	866 (28.3)	789	9,917 (20.6)	9,952 (33.4)
20	1,439 (-7.4)	494(-43.0)	302	9,869 (0.0)	9,825(-1.3)
21	1,546 (7.9)	619 (25.3)	428	10,455 (5.9)	10,668 (8.6)
22	1,558 (0.8)	937 (51.4)	634	10,296(-1.5)	11,127 (4.3)
23	1,703 (9.3)	1,246 (33.0)	1,001	10,616 (3.1)	12,215 (9.8)
24	1,662 (-2.4)	1,161 (-6.8)	920	11,066 (4.2)	12,489 (2.2)
25	1,631 (-1.9)	1,043(-10.2)	769	11,465 (3.8)	12,985 (4.0)
26	1,569 (-3.8)	921(-11.7)	646	11,852 (3.2)	13,353 (2.8)
27	1,682 (7.2)	1,183 (28.4)	964	11,911 (5.0)	12,771(-4.4)
28	1,739 (3.4)	1,128 (-4.6)	907	12,172 (2.2)	12,059(-5.6)
29	1,641 (-5.6)	960(-14.9)	738	12,523 (2.9)	11,802(-2.1)
30	1,436(-12.5)	988 (2.9)	812	12,015(-4.0)	11,662(-1.2)
31	1,330 (-7.4)	1,278 (29.4)	1,019	11,474(-4.5)	11,770 (0.9)
32	1,426 (7.2)	1,411 (10.4)	846	11,841 (3.2)	11,439(-2.8)
33	1,544 (8.3)	1,590 (12.7)	907	12,433 (5.0)	11,019(-3.7)
34	1,627 (5.4)	1,620 (1.9)	973	13,112 (5.5)	10,948(-0.1)
35	1,766 (8.5)	1,723 (6.4)	994	14,031 (7.0)	11,096 (1.4)

出典：大蔵省理財局「金融事項参考書」（昭和十二年調）

つぎに第2に、貸出のまず一般的推移をフォローしてみると(表10)、19年から再度預金を上回るが、その伸び自体は、21年=10,668百万円(8.6%増)→25年=12,985百万円(4.0%増)→27年=12,771百万円(4.4%減)とやはり微増=停滞で経過する。こうしてこの貸出においても20年代慢性不況の作用は明白といえるが、そのような貸出の停滞状況の中できわめて大きな特徴は、銀行資金の固定化が強まり、そのことが銀行収益を悪化させている点であろう。

表11 普通銀行貸出内訳

	(年度) (百万円)				
	貸付金	当座越	割手形	荷為替形	計
1921	4,055 (65)	817 (13)	1,296 (21)	74 (1)	6,242 (100)
22	5,170 (66)	1,153 (15)	1,456 (18)	69 (1)	7,848 (100)
23	5,320 (66)	1,189 (15)	1,447 (18)	103 (1)	8,059 (100)
24	5,464 (66)	1,187 (14)	1,536 (19)	102 (1)	8,289 (100)
25	6,038 (68)	1,232 (13)	1,465 (17)	108 (1)	8,843 (100)
26	6,395 (69)	1,266 (14)	1,470 (16)	89 (1)	9,220 (100)

(「金融事項参考書」による。)

そこで、普通銀行貸出をその内訳にまで立入ってみると以下のような点が目につく(表11)。すなわち、貸出内訳の中では「貸付金」の増加が明白である。例えば、21年=4,055百万円(貸出総計に対する比率65%)であったものが23年=5,320百万円(66%)→25年=6,038百万円(68%)と絶対的にも相対的にも拡大し、金融恐慌直前の26年には6,395百万円に達して全体の69%を占めるに至っている。いうまでもなく、この貸付金には「証書貸付」や「手形貸付」などが含まれていわゆる長期固定的な貸出の代表をなすから、この20年代、特に金融恐慌に至る過程においては、慢性不況→救済融資という形で、長期固定的な貸出形態が大きく増大したことがみてとれよう¹³⁾。

そして、以上のような銀行資金の固定化はいうまでもなく銀行収益の悪化につながり、それが1つは金融恐慌への背景をなしたが、他方このような銀行資金の固定化は市中金融市場をタイトにして利子率上昇をもたらした。つまり、大戦期の利子率低下傾向にかかわって20年反動恐慌ののちは利子率はむしろ上昇気味で推移し、貸付日歩(証書貸付)平均は、19年=2.37銭→21年=3.00銭→24年=3.12銭→26年=2.93銭と強含みを示すことになる(前掲、楫西他『没落』I 132頁表42参照)。こうして、この20年代には、長期・固定的な貸付形態を中心として貸出の預金超過傾向を呈しながら、銀行経営の悪化と金融市場の逼迫化がすすんだとまとめられよう。

さて、このような預金一貸出動向に立脚しながら、第3に預金と貸出の大銀行への集中化と、さらにその中からいわゆる銀行合同運動も展開していく。いま具体的に5大銀行(三井・三菱・住友・第一・安田)の預金と貸出の集中状況をみると(表12)、まず預金では26年には全国普通銀行預金総額のうち24.33%を占めていたのが、年をおってその集中比率は顕著に高まり、27年=31.21%→28年=33.54%→29年=34.54%となり、30年には36.84%にも達している。こうして預金の大銀行への集中は明白であるが、こ

表12 金融の五大銀行集中 (I)

(千円)

		三井銀行	三菱銀行	住友銀行	小 計	第一銀行	安田銀行	五大銀行計 (A)	全国普通銀行 計(B)	比 率 (A/B)
預	1926	455,845	328,834	435,149	1,219,828	390,821	622,505	2,233,154	9,178,802	24.33
	27	560,335	470,586	552,780	1,583,701	520,883	713,276	2,817,860	9,027,897	31.21
	28	605,610	562,253	642,862	1,810,725	597,301	721,946	3,129,972	9,330,796	33.54
	29	660,374	599,702	662,681	1,922,757	628,731	658,094	3,209,582	9,292,294	34.54
	30	666,167	623,254	680,689	1,970,110	627,745	590,125	3,187,980	8,658,539	36.84
貸	31	710,013	647,439	684,117	2,041,569	659,203	610,139	3,310,911	8,650,227	38.28
	26	374,798	195,785	315,838	886,421	326,363	587,404	1,800,188	8,800,515	20.40
	27	403,512	230,308	367,497	1,001,317	365,333	587,967	1,954,617	8,181,695	23.89
	28	394,010	241,858	396,209	1,031,077	375,167	528,542	1,934,786	7,776,740	24.87
	29	454,389	278,750	409,272	1,142,411	385,924	484,765	2,013,100	7,447,660	27.03
出	30	436,610	319,350	419,471	1,175,431	379,050	456,297	2,010,778	6,748,151	29.80
	31	413,115	313,659	402,363	1,129,137	371,942	438,987	1,940,066	6,562,069	29.56

(『昭和財政史』, X, 84-85頁による。1931年は6月末)。

のような傾向は特に27年金融恐慌以降に目立っており、金融恐慌による破綻を教訓にして、安全を求めて5大銀行への集中が一層加速化したのであろう。

つぎに貸出の集中度をみると、こちらでも持続的な上昇が確認できるが、その水準は預金の場合よりは若干低い。というのも、この時期、これら5大銀行は金融恐慌の反省の上立って貸出をむしろ整理しつつオーバーローンの解消に努めたからであって、それだけ中小銀行に比較してこの5大銀行にはなお銀行経営上の余裕があったとみるべきであろう。それにしても、この時期の5大銀行への貸出の集中比率はいうまでもなく拡大を続けているのであって、26年=20.46%→27年=23.89%→28年=24.87%→29年=27.03%→30年=29.80%となり、全体の約3割を占めることは否定できないのである。

表13 銀行合同数

	参加 銀行数	新立 銀行数	存続 銀行数	消滅 銀行数	差引減少 銀行数
1926	194	16	75	119	103
27	218	14	84	134	120
28	349	26	126	223	197
29	178	12	69	109	97
30	146	7	62	84	77
31	105	9	42	63	54
32	86	10	31	55	45

(『金融事項参考書』による。)

そして、このような預金・貸出の集中傾向と歩調をあわせて銀行合同運動も急展開をとげていく。つまり、27年金融恐慌を契機として地方

銀行同士の合同運動が大きな意味をもってくることになるが、その合同運動の促進条件となったものこそ、最低資本金額を法定して合同を加速した27年の「銀行法」¹⁴⁾に他ならなかった。こうして27年銀行法にもとづいた政府の合同促進策もあって27年以降急速な銀行合同が進展していくことになるが、いま、27年以後の合同状況を具体的にみると(表13)、まず合同参加銀行数では26年の194から27年=218→28年=349へと激増をとげているし、それにとまって消滅銀行数も26年=119から27年=134→28年=223へと倍増して、その合同=集中のはげしさがみてとれよう。そしてこの結果、普通銀行数は26年の1,417行から31年=680行へと50%以下に減少しているのであって、主に中小銀行がこの合同過程で消滅して大銀行への集中をみたことがうかがえる。いずれにしても、日本の場合、例えばイギリスやドイツのように支店銀行制度の確立という形で銀行合同がすすんだわけではないとはしても、この銀行合同運動によって、5大銀行の制覇をみたと同時に、30年代に確立をみる、いわゆる国独資的経済管理に適応した金融的枠組の基盤が形成されたことだけは否定できないのである。

しかし、このような銀行経営の悪化と再編は単に普通銀行に影響を及ぼしたのみならず、いわゆる特殊銀行にも大きな変質を与えたのはいうまでもない。そこで第4に、20年代における特殊銀行の動向¹⁵⁾を簡単にみておくと、次の2

点が特に重要といえよう。つまり、まず1つは、勸銀・興銀あるいは農工銀のいわゆる救済銀行としての変質という点である。

つまり、政府・日銀→特銀→民間銀行・各種団体という経路で資金融資がすすめられ、その点で、救済融資がこれら特銀に担われる部分が広がったのであるが、いまそのうちの主要なものを抽出してみると、①まず勸銀としては、政府資金および債券発行資金をバックに、例えば20年反動恐慌時に地方養蚕家への救済貸付や自作農創設事業融資を実施した他、震災に際しては「罹災地応急資金」「震災地復興資金」（200万円）「地方産業資金」（421万円）、などを支出している。また②興銀をみると、主に工業への救済融資が中心となり、例えば「船舶金融」による造船不況への対処や、20年反動恐慌を契機とした電力・造船・化学などを含む「臨時事業資金」の供給（480万円）、さらには震災にともなった「株式取引所貸付」（680万円）「国債取引所貸付」（300万円）および特に中小企業を対象にした「臨時工業資金」の融資などが目につく。

こうして、本来殖産興業の手段として産業資金の生産的・政策的供給を目的として設立された勸銀・興銀は、この20年代の慢性的不況の中で、政府・日銀の救済活動の拡大に対応しつつ、その重要な一環として救済機関化をとげたわけである。

つぎに、20年代の特銀のもう1つの重要な側面は、台銀・鮮銀など植民地銀行の破綻に他ならない。すなわち、これら植民地銀行は大戦中に植民地プロパーの活動から内地業務への進出を強め、大戦で膨張した鈴木商店などの非財閥系企業と密接かつ固定的な関係を深めたが、これら企業が慢性不況の中で経営危機にひんするのに対応してこの植民地銀行もその経営を悪化させざるをえなかった。その点で、この20年代には、台銀・鮮銀などの植民地銀行は、終戦→内地関係企業の悪化に連動して破綻にみまわれるのであって、この時期の恐慌深化の引き金を

なすとともに、政府・日銀の救済事業の重要な一対象としてあらわれてくる他なかったのである。

以上、20年代の金融構造の特質をフォローしてみたが、それをふまえると20年代金融構造の特質は次のように総括できよう。すなわち、まず1つは、正貨減少は本来日銀信用の収縮を強制するが、在外正貨のいわば食いつぶしと、金輸出禁止の条件の下で、日銀信用一発券量はむしろ高位固定化が続く。そればかりか、数段におよぶ政府・日銀による救済融資によってこの20年代にはむしろ日銀信用は積極的な展開をみせていくことになった。そして、それをさらにサポートしたのものとして第2に正貨の払い下げ＝売却が無視できなく、政府所有の在外正貨を払い下げるとともにその資金を救済政策などを通して積極的に支出することによって、国際収支の制約的枠組みをいわば人為的に拡大したわけである。その点で——大戦期の在外正貨買入れ＝「金不胎化」によるデフレ型とは反対の——一種のインフレ型フィスカル・ポリシーが展開されたと考えてもよい。また第3に、このような動きの中で、救済融資発動を媒介にして、一方では5大銀行の支配＝銀行合同運動が強まると同時に、政府・日銀による、民間銀行規制および特銀の政策的包摂なども強化されていく。その意味で、20年代不況の中で金融の政策的再編も大きく進行せざるをえなかったわけである。

そうとすれば、この20年代慢性不況過程で、——大戦期でのスターティング・ポイントとしての性格を前提としながら——日銀信用の救済を軸とした政策的拡大—インフレ型フィスカル・ポリシーの展開—銀行独占の定着と政策的再編、というプロセスを通して、「現代的金融構造」の基盤はむしろ一層の進展をみたと整理できよう。

III 30年代成長と現代型 金融構造の確立

[1]さてこの30年代¹⁰⁾は、29年世界恐慌→30年1月金解禁→31年7月満州事変→31年12月金輸出再禁止という形で大激動によってその幕をあけ、その中で、金輸出再禁止＝為替低落によって国際収支の好転¹⁷⁾がもたらされた。その場合、通常であれば正貨準備に余裕がみられるはずであるが、しかし事態は全く逆であった。つまり、——のちに立入ってふれるように——恐慌→解禁→再禁止のプロセスの中で巨額の正貨（特に在外正貨）の減少にみまわれたのであって、例えば日銀の「正貨準備」は26-29年間の10億円台から恐慌を契機に29年=10.7億円→30年=8.2億円とまず2億円の喪失を示したあと、さらに金解禁によって、31年=4.6億円へと半減し、その後も34年まで4億円台に低迷していくのである（前掲、『帝国主義の研究』319頁表189参照）。以上のように、全体としては、国際収支の相対的好調にもかかわらず恐慌→解禁による正貨流出によって正貨減少がもたらされたのであって、それがまた為替低落→輸出拡大＝経済成長につながったとみてよいわけであろう。

つぎに、このような正貨保有状況が日銀信用にどのような影響を与えたかに目を転じることにして。まず日銀券発行高をフォローしていくと、35年以降の準戦時期を別にすれば券量量は概して停滞気味である。つまり、31年=1,336百万円（対前年比7.4%減）→33年=1,544百万円（8.3%増）と低水準を続けて20年代の水準にもどるのはようやく35年=1,766百万円（8.5%増）になってからである（表10）が、しかしだからといって、この30年代に日銀信用規模もそれだけ消極的であったかといえそうはいえないであろう。のちにも立入ってみるが、この30年代前半には、29-30年の恐慌期をのぞけば、20年代をむしろ大きく超える日銀信用の拡大がみとれるのであって、例えば、30年代に入ると31年=1,278百万円（29.4%増）→33年=1,590百万円（12.7%増）→35年=1,732百万円（6.4%増）と上昇を続けているのである（表10）。そうとすれば、日銀券量そのものの停滞の下で、日

銀信用の膨張がみられたわけであるから、この時期に様々な金融政策の新基軸が打ちだされたことが予想されるが、その点のはちに金融政策の具体的展開の中でみることにしたい。

そこで、この日銀信用の内容を立入って検討していくことにしよう（竹沢正武『日本金融百年史』東洋経済、499頁第17・11表参照）。さて、まず絶対額で最も大きいのはいうまでもなく「一般貸出」（31年=964百万円、構成比=79%）であるが、全体的には減少傾向にあり、32年=771百万円→33年=855百万円→34年=877百万円と推移し、35年にも842百万円（50%）にとどまっている。

これに対して、この30年代に急膨張を示しているのが「公債」に他ならない。つまり、その額は一般貸出には及ばないもののその拡大テンポは顕著であり、31年=259百万円→32年=565百万円と満州事変→高橋財政期に倍増したあとも、33年=682百万円→34年=647百万円と高水準で経過し35年には729百万円に達している。こうして、公債保有にもとづく日銀信用は31-35年間に約3倍増をとげ、全体におけるウェイトも31年=20%から35年=44%へと倍増しているが、これこそ、のちにみるように、公債の日銀引受によるスペンディング政策展開という、いわゆる国独資的フィスカル・ポリシーの発動によるものであることはいうまでもないであろう。

さらに、それとともに「政府貸上金」という直接的な「政府金融」も急膨張をみせているのであり、31-35年間に実に48倍（2百万円→96百万円）に拡大しているのである。そうであれば、ヨリ間接的な公債による政府金融を補完しながら直接的な政府貸上金という政府金融も他方で大きく伸びているといつてよいのであり、まさにそこにこそ30年代日銀信用の特質があるといえよう。その点では、大戦期＝輸出金融による信用膨張、20年代＝救済融資による信用膨張、に対して、この30年代では、政府金融による信用膨張という内容にこそその新局面がある

と考えられる。

[2]では、以上のような30年代金融の基本的枠組を前提にして、どのような金融政策が展開されたのであろうか。さて、この時期における金融政策のまず第1の焦点はいうまでもなく金解禁—金輸出再禁止の経過に他ならない。そこでこの金解禁—再禁止の背景とプロセスおよびその意義をフォローしていくと、金解禁への動きは最初に23年ころから主に物価抑制=輸出促進との関係で出てくるが十分にもりあがることなく、金融恐慌の嵐の中で一旦下火になった。しかし金融恐慌後、不況による過剰資本の存在処理を背景にして主に金融界から解禁の主張が活発化してくるが、その際には、以下の点がその論拠をなしていた。つまり、(1)金解禁による為替安定を条件とした過剰遊資の海外投資への意図、(2)金解禁による国内金融市場のタイト化にもとづく銀行収益好転の期待、(3)産業資本家・貿易業者の側からする、金解禁による為替安定の要望、(4)国際的な金本位制復帰の環境における、金解禁による国際的金融機構への連動要請、(5)金解禁による外資導入の円滑化、などの内外からの諸条件がその背景となっていた。こうして、例えば鉄鋼業内部に保護主義的方向からの反対論がありつつも、30年1月11日より金解禁の実施が決定されたわけである。

その場合、やや整理していえば、この金解禁は次のような意義をもっていたといってよい。すなわち、この金輸出解禁=金本位制回復により、国際収支—為替相場—通貨水準の連動関係にもとづいて日本経済と国際経済を連結し、それを通して、1つは国内物価を国際的水準に押し下げるとともに、もう1つはそのインパクトによって企業合理化=資本過剰整理をすすめることがめざされたのである。そしてまさにそのようにして可能となる国際競争力の向上を条件として輸出伸長→不況克服をはかったのであり、要するに、金解禁→金本位制復帰→デフレ化→不況脱出という見通しにこそ、この金解禁政策の意義があったと思われる。

しかしこの金解禁は全くの裏目に出てわずか2年足らずで金輸出再禁止へと暗転する。すなわち、30年には周知の世界恐慌が金解禁と同時に勃発したから、金解禁は巨額の正貨流出を促進する作用をはたしてしまった。具体的には、入超決済などの他、世界恐慌にともなう為替思惑資金の引上げ、外貨債買入れによる資本の海外逃避などによって、正貨流出が政府の予想を大幅に上回って進み(30年=288百万円、31年=443百万円)、結局この金解禁は、その意図とは全く逆にむしろ不況を一層深化させる以外になかったといえよう。

こうして、この恐慌の中で金輸出再禁止論が早くも30年前半にでてくるが、再禁止の方向を加速したのは、31年9月18日の満州事変の勃発と21日のイギリス金本位制の停止であり、さらに再禁止に決定的な契機を与えたものこそ、日本の金本位制停止=円相場下落を見こした「ドルの思惑買い」であった。事実、イギリス金本位制停止後の1週間のあいだに正金銀行は約2億円以上のドルを売ったとされるが、そのために日銀は、すでにみたように多量の正貨現送をなさざるをえなかったから、正貨準備は大きく割りこみ、すでに金本位制を維持する余力はつきていた。まさにそうした状況の中で、犬養首相（高橋是清蔵相）は内閣成立とともに31年12月13日金輸出の再禁止にふみきったのである。

このようにみえてくると、日本の金本位制はわずか2年足らずで破綻をむかえたという他はない。しかし、それは単に世界恐慌という外圧によるだけではなく、大戦後の脆弱な日本資本主義はこの金本位制=デフレ政策にたえうる自律的な力をすでに失っていたことこそが重要であって、国家の救済政策に支えられてかろうじて存立してきた日本資本主義にとっては、金本位制による自律的な経済調節という負担はもはや耐えうるものではなかったのである。その意味で、金解禁→再禁止は、すでに金本位制に不適合になっていた戦間期日本資本主義にとって、管理通貨制への本格的な定着のための、い

わば「回り道」にすぎなかったと把握しても決してまちがいではないであろう。

つぎに第2に、このような金本位制停止→管理通貨制への移行を条件として展開した「高橋財政」における金融政策の内容に目を移そう。さて、この高橋財政下の金融政策は、いわゆるケインズ理論の先どりによる本格的なスペンディング政策の確立に他ならず、不況脱出を目的とする、国家による積極的な人為的有効需要創出策をめざしていた。つまり、赤字公債の日銀引受けによって確保した、税収を上回る資金を軍事費と時局匡救費の拡大という形で撒布し、それを通して有効需要の増大→不況脱出を意図したわけであるが、その中で、赤字公債の引受けを軸点として、日銀が決定的機能を発揮したことはいうまでもない。そこで、この高橋財政における現代的な金融政策に対して日銀が果たした作用を、以下①制度的再編②低金利政策③公債引受けの3点から立入ってみよう。

まず、日銀の①制度的再編からみていくと、先にみた、31年12月13日の金輸出再禁止措置をただちにうけて続く17日には国内金兌換の停止が実施されて、内外ともに金本位制の停止＝管理通貨制への移行が実現した。まさにこの金本位制の停止＝管理通貨制への移行こそ現代的な金融政策の最も基底的条件をなしていくが、さらにこのような国内的措置が国際的な国際収支動向に直結しないように、対内関係と対外関係との切断をはかるものとして、32年6月には「資本逃避防止法」また33年3月には「外国為替管理法」などが制定されている。

ついで、このような金融制度の大枠を改編したうえで32年6月には日銀制度の改正がすすめられていくといつてよい。つまり、「兌換銀行条例」の改正、「日銀納付金法」および「日銀参与会法」の制定を柱として新局面に対応した日銀制度・機能の編成がはかられたが、その基本的論点は、(1)日銀券保証準備発行限度の、1億2千万円から10億円への大膨張、(2)限外発行税率

における、「5%以上」から「3%以上」への引き下げ、(3)日銀営業収益の、日銀納付金制度による政府への取り入れ、の3点にまとめられよう。そうとすれば、このような日銀制度改正の眼目が、通貨供給の量的制限範囲を積極的に拡大しようとした点にあったことは明白といえよう。

つぎに、このような制度枠の下ですすめられた②低金利政策をみると、以上のような日銀券発行限度の弾力化にもつぎ公定歩合のあいつぐ引下げが実施された。例えば、公定歩合は32年に、3月(2厘下げ、1銭6厘)・6月(2厘下げ、1銭4厘)・8月(2厘下げ、1銭2厘)とあいついで3度も引下げられ、その結果33年7月にはついに日歩1銭という画期的な低金利時代に入ったといつてよく、日銀の一般貸出の方向からも通貨量拡大→有効需要の創出がすすめられたわけである。そのことを通して、日銀券発行高が持続的に増大していったのはすでにみた通りであるが、このような日銀の低金利政策がさらに市中金利の低下に連動していったのはいうまでもない。いま例えば、全国銀行実効金利(年利)の推移をみると、31年=9.27%は32年に8.96%に低下したあと、33年=8.42%→34年=7.83%→35年=7.65%→36年=6.94%と継続的に低下しているのであって、日銀の低金利政策は着実に市中金利の低下＝景気回復の促進につながったとみてよいのである。

そのうえで、このような金融制度の再編と低金利政策とを前提にして、③日銀による公債引受制度が展開していく。つまり、いまみた金本位制の廃棄＝管理通貨制への移行を条件として、赤字公債はその大規模さと緊急性との理由からまず大部分は日銀引受けに依存し、この日銀引受けにもつづく赤字公債で得た資金で政府は軍事支出や時局匡救費の支出を実施したのであり、まさにそれによってこそ国家による有効需要の人為的創出というスペンディング政策が可能になったのである。そしてその際重要なことは、この中で日銀による公債引受けの新方式

が形成されたことであって、それは以下のようなシステムに他ならない。

すなわち、公債の日銀引受け＝日銀による追加資金の創造→政府による民間市場への資金撤布＝政府スペンディングの展開→市中への資金流入→有効需要の人為的拡大＝景気回復→日銀の売オペ＝公債の民間「消化」→市中からの資金吸収＝市中資金過剰の解消、というルートの形成、これである。このように、公債の日銀引受けと日銀の売オペとを結合させることによってスペンディング政策の弾力的運営をはかるといふ、フィスカル・ポリシーの新方式¹⁹⁾が本格的に定着をみたといつてよい。

まさに、このような公債の日銀引受けと日銀の売オペ操作との結合によって、市中に過剰資金を累積させることなしに、政府の有効需要創出機能＝スペンディング機能＝景気回復機能を展開していく新方式が構築されたのであり、その中で、日銀が、一方での公債の端初的引受けと他方での売オペレーション操作との両面からして、政府スペンディング政策の軸点として位置づけられるに至ったのである。その点で、日銀およびその金融政策は、いまや政府の資金調達機関として包摂され、財政政策の一環に組みこまれたわけであり、いわば国独資的・現代的な金融政策の定着が確認できるといえよう。

それでは、この時期の公債の日銀引受けがどのくらい大きかったかを定量的にフォローしておこう(表14)。まずこの間の公債発行総額をみ

ると、32年＝2億円→33年＝12億円（うち新規11.6億円）→35年＝10億円（うち新規7.8億円）→36年＝31億円（うち新規8億円）と膨張をとげ、32—36年の合計は約64億円の巨額にのぼっているから——その中に約28億円の借換え債が含まれていたにしろ——、この間の公債発行の大規模さがまず否定できない。そのうえで「発行形式」に立入ってみると「日銀引受け」のウエイトの大きさがただちに目につく。つまり、「日銀引受け」の割合は、32年の全部日銀引受けを出発点にして、33年＝91.8%（11億円）→34年＝76.6%（7億円）→35年＝71.6%（7.5億円）→36年＝53.7%（16.4億円）→37年＝76.4%（11.3億円）となり、たしかに32—33年をピークにして低下基調にはあるものの、36年を例外としていずれも70%を上回っている。それに対して、「一般公募」は、36年＝42.4%（13億円）→37年＝16.8%（10億円）を占めるにすぎないし、また政府資金による「預金部引受け」にしても、33年＝8.2%→35年＝18.2%→36年＝3.9%にとどまるから、日銀引受けに代わりうる程のものでは決してなかった。その点で、巨額の公債発行は、日銀による資金創出＝日銀引受け方式にもとづいてのみ可能であったことがいまやあきらかであろう。

では次に、日銀の売オペに関わる民間「消化」の状況をみてみよう。さて、「日銀引受けに対する民間の消化率」は、32—36年平均では69.3%になっていて総体的には比較的順調にみえるが、しかし問題はその消化率の低下傾向にこそある。すなわち、消化率は、32年＝81.5%→33年＝72.0%→34年＝128.1%とピークに達したあと、35年＝87.9%→36年＝41.3%と低下に転じているのであり、しだいに市中消化が困難になっていることがうかがえる（前掲、楯西他『没落』III 664—5頁第227表参照）。

この点については、32—34年には恐慌—不況の影響で市中にまだ過剰資金が存在し、それが銀行資本による公債引受けの円滑化となってあらわれていたのに対して、35年以降は、生産の

表14 国債発行状況と引受先 (千円)

	発行総額	内 訳		発 行 形 式			
		新 規	借 換	一般公募	日銀引受	預金部引受	その他
1932	200,000	200,000 (10.0)	—	—	200,000 (10.0)	—	—
33	1,215,000	1,162,046 (95.6)	52,954 (4.4)	—	1,115,000 (91.8)	100,000 (8.2)	—
34	915,815	660,000 (72.1)	255,815 (27.9)	—	701,358 (76.6)	214,457 (23.4)	—
35	1,047,773	780,000 (74.4)	267,773 (25.6)	—	750,657 (71.6)	191,025 (18.2)	106,091 (10.2)
36	3,059,429	811,000 (26.5)	2,248,426 (73.5)	1,296,257 (42.4)	1,643,169 (53.7)	120,000 (3.9)	—
37	1,485,000	1,485,000 (100)	—	100,000 (16.8)	1,135,000 (76.4)	250,000 (6.8)	—

志村嘉一「国債の日銀引受けの意義」(『金融経済』73号所収)5頁、典拠は日銀調査局「財政金融資料要録」,「その他」は教育改善及農村振興基金特別会計である。

拡大→景気回復→投資活性化に規定されてむしろ資金過剰の解消→資金逼迫が生じたため、銀行資本による公債応募＝民間「消化」はそれだけ減少する、という事情が背景をなしていよう。事実、民間金融市場の資金需給動向を最も敏感に反映すると考えられる例えば「シンジケート普通銀行」の引受け率が、32年＝30.7%→33年＝41.9%→34年＝30.7%→35年＝26.7%→36年＝5.5%と顕著に低下しているのであって、民間での蓄積活性化とは逆相関的に、公債の民間「消化」が大きく落ちこんでいく姿が一目瞭然といてよい。

そしてまさにこの結果、日銀売オペ＝公債の市中「消化」の悪化——資金の市中における過剰累積——にともない、物価は持続的な上昇基調に向っていくのであって、例えば東京卸売物価指数でみると、その「総平均」（31年＝100）は、32年＝111→34年＝130→37年＝168となり、この数年間で物価は1.7倍に上昇したことがわかる。もちろん、この間の物価上昇については景気回復による需給のタイト化による側面も大きい、そのようなことをむしろ可能にした基

礎的条件として、公債の日銀引受けと日銀の売オペ＝公債の市中「消化」の悪化にともなう資金過剰化という事実があったことは決して無視できないところであろう。そして、資金創出—資金過剰化—インフレ傾向を積極的に可能にするこのような金融政策の中でこそ、金融構造の、国独資的・現代的な展開が定着していくことはのちにみる通りである。

[3] 最後に、以上のような金融政策を基本的大枠とした30年代の金融構造に目を向けてみよう。まず預金と貸出の全体的推移をたどってみると、預金は普通銀行総計で30年＝8,738百万円→34年＝9,354百万円→36年＝10,932百万円となり、着実に増加をとげて約1.3倍に拡大している(表15)。またその中では政府のスペンディング政策が本格化する34年以降に伸びが大きい、しかし大戦期—20年代とくらべてそれほど大きな増加とはいえないし、さらにつぎにみるように5大銀行とその他銀行との間に性格の相違があることも無視できない。つぎに貸出の動きをみると、30年＝10,148百万円→34年＝10,110百万円→36年＝11,794百万円(1.2倍増)となり全体としては停滞気味という他はない。もともと、景気回復が定着して資本蓄積が活発化する34年以後はさすがに一定の伸びに移行するが、それでも大戦—20年代の増加率にはもちろん、この間の預金増加率にもおよばない。

この点からも30年代前半における不況の深刻化がうかがえるが、この貸出をもう少しその内訳に立入ってみると(表15)、まず最も顕著な拡大をみせているのが「国債」である。つまり、30年＝1,313百万円→32年＝1,210百万円→34年＝2,017百万円→36年＝2,561百万円、となり、32年を例外としてきわめて大きな伸びをみせてこの6年間で約2倍になっているから、高橋財政期に公債発行が急増したこと、しかも不況による銀行資本の遊資が公債購買に向って民間「消化」がそれなりにすすんだこと、がみてとれよう。それに比較すると、「割引手形」(30年＝628百万円→32年＝663百万円→34年＝764百万円→

表15 5大銀行およびその他普通銀行の主要勘定
(各年末残高、百万円)

	預金	コールローン	有価証券	(うち)国債	割引手形	貸付金	計	
五 大 銀 行	1930	3,060	127 (3.7)	1,278 (37.4)	528 (15.5)	223 (6.5)	1,788 (52.3)	3,416 (100.0)
	31	3,169	81 (2.4)	1,187 (35.6)	470 (14.1)	213 (6.4)	1,853 (55.6)	3,334 (100.0)
	32	3,431	214 (6.0)	1,291 (36.2)	575 (16.1)	254 (7.1)	1,820 (50.8)	3,579 (100.0)
	33	3,703	237 (6.2)	1,502 (39.4)	760 (19.9)	281 (7.4)	1,794 (47.1)	3,814 (100.0)
	34	4,003	201 (5.0)	1,775 (43.7)	947 (23.3)	302 (7.4)	1,784 (43.9)	4,062 (100.0)
	35	4,225	206 (4.6)	1,845 (41.5)	933 (21.0)	338 (7.6)	2,057 (46.3)	4,446 (100.0)
	36	4,585	143 (3.0)	1,840 (39.0)	917 (19.4)	458 (9.7)	2,275 (48.2)	4,716 (100.0)
そ の 他 普 通 銀 行	1930	5,678	76 (1.1)	1,849 (27.4)	785 (11.6)	405 (6.0)	4,402 (65.5)	6,732 (100.0)
	31	5,100	74 (1.2)	1,742 (27.4)	676 (10.6)	350 (5.5)	4,178 (66.0)	6,344 (100.0)
	32	4,888	106 (1.8)	1,650 (27.6)	635 (10.7)	409 (6.9)	3,799 (63.7)	5,964 (100.0)
	33	5,024	178 (3.0)	1,803 (30.4)	808 (13.6)	434 (7.3)	3,523 (59.3)	5,938 (100.0)
	34	5,851	166 (2.8)	2,097 (34.7)	1,070 (17.7)	462 (7.7)	3,323 (55.0)	6,048 (100.0)
	35	5,649	184 (2.9)	2,377 (37.8)	1,272 (20.2)	525 (8.4)	3,201 (50.9)	6,284 (100.0)
	36	6,347	195 (2.8)	2,956 (41.7)	1,644 (23.2)	607 (8.6)	3,320 (46.9)	7,078 (100.0)

(表16と同じ。)

36年=1,065百万円)と「貸付金」(30年=6,190百万円→32年=5,619百万円→34年=5,107百万円→36年=5,595百万円)については、絶対額では「貸付金」が全体のトップ、「割引手形」が「コール」について下から2番目という差があるものの、30-34年での停滞と35年以降での上昇という同じパターンが確認できる。そしてこの傾向が、スペンディング政策の未定着-景気停滞に制約された、30-34年期での企業資金需要の伸び悩みと、35年以降における、景気拡大=企業資金需要増加への転換、という動向に規定されていることは当然であろう。

その際、以上のような絶対的基調は、5大銀行とその他銀行との間でかなり大きな内容の差を含みながら進行したことが注意されねばならない。つまり、まず最初に預金と貸出の推移にそくしてみると(表15)、(1)5大銀行の持続的拡大(預金、30年=3,060百万円→34年=4,004百万円→36年=4,585百万円、貸出、30年=3,416百万円→34年=4,062百万円→36年=4,716百万円)と、(2)その他銀行の、30-34年期での停滞とそれ以降の拡大(預金、30年=5,678百万円→32年=4,888百万円→34年=5,851百万円→36年=6,347百万円、貸出、30年=6,732百万円→32年=5,964百万円→34年=6,048百万円→36年=7,078百万円)の動きが明白とあってよい。したがってその点で、34年以前での不況持続-中小銀行の経営不安の継続にともなう、預金・貸出の大銀行への集中化と、後半でのスペンディング滲透-インフレ展開を条件とした、

中小銀行への預金・貸出増加の波及、という実態がみられるといえよう。

そしてつぎにこのような環境の中でこの時期に5大銀行への支配集中は一層進展していく(表16)が、まず預金の集中度が顕著である。つまり、30年=集中度35.0%→32年=41.2%→34年=42.8%→36年=41.9%となっていくから、総体的には30年代における5大銀行への預金集中は明白であろう(大戦期の資金集中度=10%台、20年代=30%台)。つぎに貸付の集中度は、いままで預金の集中度よりは小さいものの、30年=28.9%→32年=32.4%→34年=34.9%→36年=40.7%となり、着実に拡大をみたあと36年にはやはり40%台をこえている。この場合、この貸付金は主に企業の投資資金の主要部分を構成しているから、この時期に5大銀行が財閥系企業の重化学工業化に立脚した投資拡大に対応して、巨額の資金供給を展開した事実を示すものといえよう。

しかし、これら預金・貸付以上に5大銀行への集中が著しいのが国債に他ならない。すなわち、国債における集中度は30年の40.2%を出発点として急拡大をみせ32年=47.5%→34年=46.9%→36年=35.8%と推移していくから、5大銀行の資力充実を条件としつつ、国債引受けに関しては50%台にせまる高度な集中をみせていったことが否定できない。その意味では、先にみた、公債の日銀引受けと日銀売オペによるスペンディング政策は、まさにこの5大銀行の国債引受けにこそ支えられていたことがあきらかなのである。

表16 金融の5大銀行集中(II)(百万円)

	預 金			貸 付 金			国 債		
	普通銀行(A)	5大銀行(B)	B/A×100	普通銀行(A)	5大銀行(B)	B/A×100	普通銀行(A)	5大銀行(B)	B/A×100
1930	8,738	3,060	35.0	6,190	1,788	28.9	1,313	528	40.2
31	8,269	3,169	38.3	6,031	1,853	30.7	1,146	470	41.0
32	8,319	3,431	41.2	5,619	1,820	32.4	1,210	575	47.5
33	8,727	3,703	42.4	5,317	1,794	33.7	1,568	760	48.5
34	9,354	4,003	42.8	5,118	1,784	34.9	2,017	947	46.9
35	9,874	4,225	42.8	5,258	2,057	39.1	2,205	933	42.3
36	10,932	4,585	41.9	5,595	2,275	40.7	2,561	917	35.8

(「財政経済統計年報」,「三井銀行史」,「三菱銀行史」,「第一銀行史」,「第一銀行営業報告書」(第61-81期),「安田銀行史」,「住友銀行史」より作成。

表17 普通銀行の合同

	業務廃止により消滅したもの		合同により消滅したもの		合同により新立したもの		現 在 数
1931		52		56		9	683
32		102		60		17	538
33		13		11		2	516
34		18		18		4	484
35		7		13		2	466
36		24		21		3	424
37		12		40		4	376

(「財政経済統計年報」, 822頁。)

以上のような5大銀行への集中化と歩調をあわせて銀行合同運動も活発化した(表17)。すな

わち、30年代の銀行合同運動のピークは2つあって、まず1つは、「新銀行法」による猶余期間の最後にあつた32年であり、総銀行数は31年=683行から32年=538行へと百行以上の減少を示したし、事実「合同により消滅したもの」は31年=56、32年=60を数えている。つぎに36-37年にもう1つの合同のピークが形成され、36年に馬場蔵相によって「一県一行主義」にもとづく積極的な合同方針がだされるや「合同による消滅」が36年=21行→37年=40行と激増をみせるとともに、銀行総数も36年=424行→37年=376行と大幅に減少をみた。その場合、この銀行合同が、イギリス・ドイツのような大銀行による中小銀行の吸収合併=支店銀行制度形成ではなかったのはたしかだが、このような銀行合同運動によってこそ、国債消化の円滑化と低金利の滲透=日銀のフィスカル・ポリシー展開が支えられつつ、金融構造の現代的再編が可能になったことだけは否定できないところであろう。

それでは、以上のような内容をうけて30年代金融構造の意義はどのように総括できるであろうか。つまり、まず第1に、金解禁→金輸出再禁止による金本位制の廃棄=管理通貨制への移行が、資本主義組織化をめざしたこの段階の政策基軸を形成したことが重要である。つまり、この管理通貨制を条件とした国家の人為的有効需要創出策によって、一方での不況脱出、低金利政策、資本蓄積促進策などの経済的效果とともに、他方での軍事拡大、時局匡救策などの政治的效果も追求できたわけであり、その点で、管理通貨制を軸心とするこの30年代金融構造こそは、この時期の資本主義体制のあり方のいわば中心を規定したと云つてよいわけである。つぎに第2に、このような管理通貨制の機能は、具体的には、日銀の公債引受けと日銀売オペという形式を通して展開された。結局、この時期の体制の組織化は、赤字公債の日銀引受けによるスペンディング政策の展開を立脚点にしていたとみてよく、その意味からも、この30代金融

の現代的意義はきわめて大きいと考えられよう。そのうえで第3に、この30年代に銀行合同過程の一層の進行と5大銀行支配の定着がすすみ、そのような銀行制度のいわば組織化が政府の金融政策の浸透を一層強めたことが注意されねばならない。要するに、銀行のこの独占的再編こそが、30年代の、管理通貨制を背景とした、スペンディング政策による体制組織化をいわば下から支える作用をはたしたと云つてよいのである。

このように整理すると、この30年代金融構造は、管理通貨制を基点にして、国家のスペンディング政策を可能にしつつ、体制の組織化をはかるための中心基軸を担ったとみるべきであり、いわば現代的なフィスカル・ポリシー展開の本格的形成段階に到達したものと総括できる。そしてまさにそのことを通してこそ国独資も定着していったとすれば、この30年代金融構造は、現代的・国独資の金融体制の本格的確立を意味するものとして意義づけしてまちがいないといえよう。

おわりに——国独資の金融構造の確立

最後に、30年代の管理通貨制への移行を焦点とするこの戦間期日本の金融構造が、日本の国家独占資本主義成立においてもつ体系的意義を確認して本稿のまとめとしたい。さてあらためていうまでもなく、現代資本主義は、一面でのロシア革命を起点とする社会主義の成立と、他面での世界恐慌にともなう資本蓄積の停滞、とを内容とする資本主義の体制的危機に対して、帝国主義がとらざるをえない再編成の形態に他ならないが、そのような背景からして、現代資本主義としてのこの国独資の課題は次の2点がある。つまり、1つは、①社会主義の成立がひきおこす反体制運動の拡大に対処するものとしての、社会保障・雇用促進・労資同権化などの「階級有和策」であり、もう1つは、②世界恐慌に連動した経済停滞を克服するもの

としての、公共事業政策・有効需要拡大などの「資本蓄積促進策」であって、この2側面から資本主義体制の維持安定化が追求されるわけである。そして、その際、このような方向からの対応策は国家の入為的な有効需要創出策＝スペンディング政策として展開される以外にはないことからすれば、この体制安定化遂行の主体が——もはや金融資本ではありえなく——国家である他はないこともまた明白であろう。その点からすれば、「階級宥和策」と「資本蓄積促進策」の2面から国家による体制組織化機能を展開することを通して、資本主義体制の維持＝体制変革の抑止（反革命体制の構築）をめざす体制こそいわゆる国独資¹⁹⁾といわれるものに他ならないわけである。

さらにその場合、決定的に重要なことは、このような内容をもつ国独資は金本位制の廃棄＝管理通貨制への移行を不可欠の条件としている点である。なぜなら、金本位制が維持されて銀行券発行がいぜんとして金および外貨に規制されながら兌換が認められるとすれば、国際収支に連動した正貨準備の動向に発券量が制約される以上、国家が、対外的関係を基本的に切断することによって発券量＝通貨量を調節しながら、対内的に、物価・有効需要・賃金・利率を政策的にコントロールしていくことは本来不可能——少なくともきわめて狭い限界が画される——という以外にない、からである。こうして、国独資における、スペンディング政策展開を通じた体制組織化機能の本格的展開は、金本位制の廃棄＝管理通貨制への移行をその決定的手段としているとみてよいわけである。

ではつぎに、以上のような内容をもつ国独資の、日本における形成・定着の経過に目を向けてみよう²⁰⁾。さて、日本資本主義にあっても、大戦期以降、労働争議・小作争議の激化→米騒動→大正デモクラシー→20年恐慌→22年銀行恐慌→23年震災→27年金融恐慌→30年昭和恐慌、というプロセスにおいて、少なくとも支配階級にとっては体制的危機と認識される政治・経済的

事態がすでに進行してきていた。そしてそのような体制的危機に直面して、一方では、20年社会局設置、21年職業紹介法、22年健康保険法、23年工場法拡充、24年小作調停法、25年普選法、26年労働争議調停法、26年自作農創設維持補助規則、29年社会政策審議会設置、31年労組法提出（未成立）、などの「階級宥和策」が実施されたし、他方では、20年恐慌に際したスペンディング実行、震災対応策などの資本救済策、26年製鉄業奨励法、27年金融恐慌に対する特融、28年銀行法、31年「重要産業統制法」および「工業組合法」、などの不況対策＝資本過剰整理策という「資本蓄積促進策」にも着手されていたが、このような国独資的政策展開の本格的定着＝完成をみたものこそ30年代の「高橋財政」に他ならない。

そこでこの「高橋財政」期の政策内容を整理すると、この時期には、昭和恐慌による過剰資本と過剰人口の累積＝不況と失業者の増大が進行して経済過程における危機が深化する一方、——たしかに労働者階級による反体制運動の激化自体はみられなかったものの——それと同じ根拠の別の表現といってよい「5・15事件」の発生という政治過程における危機も無視できなくなる。このようにして、この高橋財政期には、日本資本主義の体制的危機がその1つの頂点に到達したといつてよいのであり、そこから、国家による体制組織化機能もいわば本格的・体系的形態を整備していくのであるが、それは次の2つの方向から追求された。つまり、第1は、時局匡救策・農村救済策が打ち出されて政治的危機の体制内への吸収という「階級宥和策」が展開されていくし、また第2に、積極財政・低金利政策を媒介としたスペンディング政策によって、過剰人口と過剰資本との人為的結合＝不況脱出が体系的にすすめられる中で「資本蓄積促進策」も機構的に発動されていくわけである。こうして、大戦期—20年代期において初期的に進行してきた国独資政策は、まさにこの高橋財政期にその本格的・体系的整備が実現をみ

たといえよう。

そうとすれば、30年代に定着をみたこの戦間期金融構造の、日本国独資に対してもった意義もいまや明白であろう。つまり、これまで具体的にみてきたように、この戦間期においては、大戦期——正貨買いあげと貿易金融の積極的展開による一種の「金不胎化政策」にもとづくフィスカル・ポリシーの端初的始動、20年代——正貨払下げと救済融資による、国際収支の枠を拡張したフィスカル・ポリシーの持続的機能、をすでに一定の前提としながら、30年代に至って、金本位制停止—管理通貨制への移行に立脚した、赤字公債の日銀引受けにもとづく本格的スペンディング政策の定着、というプロセスをたどってきた。その意味で、大戦期→20年代において、管理通貨制という基軸的条件なしに、金輸出禁止といういわば臨時的・過渡的方便の下で事実上おしすすめられてきた、金融政策を媒介とした国家による経済管理が、この30年代において、管理通貨制の体系的成立を決定的基軸として、スペンディング政策＝人為的有效需要創出策の体系的確立という形で完成をみた、とまとめられよう。まさにこの30年代高橋財政期の金融構造は戦間期金融構造の1つの到達点を形づかったわけである。

そして、一方で、このような到達点＝完成の姿こそが管理通貨制にもとづく日銀による公債引受けを条件としたスペンディング政策の確立であるとともに、他方で、国独資の本質が国家スペンディングを通ずる国家による体制組織化にあるとすれば、管理通貨制にもとづいた日銀の公債引受けシステムを内蔵したこの30年代の金融構造こそ、日本における国独資成立の決定的条件をなしたものとといえよう。その意味で、この30年代金融構造は国独資確立の基本的条件をなすとともに現代金融システムの原型を形成したのものとして結論できるように思われる。

注

1) 拙稿「戦間期日本資本主義の財政構造——戦間期日

本資本主義の研究(3)——」(『金沢大教育学部紀要』第36号、1987年)。

- 2) 第1次大戦期の日本資本主義の展開に関しては、榊西・加藤・大島・大内『日本資本主義の発展』III(東大出版会、1959年)、講座『帝国主義の研究』6(青木書店、1973年)、大石嘉一郎編『日本帝国主義史』I(東大出版会、1985年)、などを参照。
- 3) 例えば14年には総合収支でまだ1.4億円の赤字だったのが15年=1.9億円の黒字へと転化し、その後も黒字が継続していく(16年=1.5億円→17年=4.0億円→18年=3.2億円)。
- 4) また正貨準備増加にとまなう増発のみならず、保証準備発行も14年=1.7億円(全体の44%)から18年=4.3億円(38%)へと急増をとげている点にも注意を要する。
- 5) その他に、この時期には、従来の外国為替手形制度を補完・強化しつつ為替金融の改善をめざすものとして「銀行引受手形制度」と「スタンプ手形制度」の導入もはかられている。詳しくは、前掲、榊西他『発展』III534—5頁を参照のこと。
- 6) この本格的な銀行独占体制の立入った内容に関しては、前掲、大石編『日本帝国主義史』14頁をみよ。
- 7) 20年代日本資本主義の基本的動向と特質については、榊西・加藤・大島・大内『日本資本主義の没落』I(東大出版会、1960年)、前掲、『帝国主義の研究』第2章、1920年代史研究会編『1920年代の日本資本主義』(東大出版会、1983年)、を参照せよ。
- 8) 国際収支は大戦終了とともに赤字に転じ、18年の3.2億円の総合収支黒字は19年には早くも0.3億円の赤字に落ちこみ、その後も赤字基調を続けていく(24年=-3.1億円→26年=-2.3億円→28年=-1.5億円)。
- 9) このプロセスについて詳しくは、前掲、榊西他『没落』I 113—22頁、前掲、『20年代』122—14頁、などをみよ。
- 10) 例えば24年2月には正貨補充のために550百万円の外債を募集している。
- 11) この点につき、むしろそのデフレ効果を主張されるのは伊藤正直氏である。例えば、前掲、『20年代』116—7頁を参照のこと。
- 12) しかもこれ以外に、不動産援助・株式市場復旧資金供給・地方公共団体援助などの「みえざる特融」が進行していたこと(23年=49.7%、27年=39.9%)も重要であろう。

- 13) この長期・固定化傾向は短期・流動的性格をもつ割引手形と当座貸越のウェイト低下となってあらわれている。例えば割引手形は21年=13億円(21%)→23年=14億円(18%)→26年=15億円(16%)とあきらかにその比率を低めているといつてよい。
- 14) その具体的内容としては、①最低資本金額の設定によって銀行合同を促進しつつ、中小銀行の濫立を防止すること、②銀行の企業形態を株式会社に限定して、その組織的安定をはかること、③銀行業と他業の兼営や銀行役員の兼職を制限して経営の健全化をめざすこと、などを中心論点としていた。
- 15) この特銀の展開に関しては、例えば加藤俊彦『本邦銀行史論』（東大出版会、1957年）第3章第4節第5節などを参照のこと。
- 16) 30年代日本経済の全体的動向については、楳西・加藤・大島・大内『日本資本主義の没落』Ⅲ（東大出版会、1963年）、前掲、『帝国主義の研究』第3章、社会経済史学会編『1930年代の日本経済』（東大出版会、1982年）、橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』（東大出版会、1984年）、を参照。
- 17) 例えば総合収支の受取超過分は31年=98百万円→32年=55百万円→35年=31百万円となって、一転して黒字基調へ転換していく。
- 18) この「新方式」の立入った内容と意義については、前掲、楳西他『没落』Ⅲ1660—66頁を参照せよ。
- 19) 国独資の歴史的背景とその本質的機能に関しては、大内力『国家独占資本主義』（東大出版会、1970年）、加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』（東大出版会、1973年）序章、を参照のこと。また拙著『国家論の系譜』（世界書院、1987年）第5章第1節もみられたい。
- 20) 詳しくは、三和良一「経済政策体系」（前掲、『1930年代』所収）298—309頁を参照。